

## 令和6年度 国分寺市監査計画

### 1 目的

この計画は、国分寺市監査基準（令和2年告示第1号）に基づき、監査委員が行う監査等が効率的かつ効果的に実施できるよう必要な事項を定める。

### 2 基本方針

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）により設置された独立の機関として常に公正不偏の立場で、公正で合理的かつ効率的な国分寺市政の運営確保のため、事務事業が所期の目的を達成しているか、違法、不正の指摘にとどまらない、経済性、効率性、有効性の観点から指導を含めた監査を行う。

以上を踏まえ、令和6年度の監査は次の基本方針に基づき実施する。

- (1) リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案して監査等を行う。
- (2) 市の事務事業や予算執行について、合规性の検証にとどまらず、その経済性、効率性、有効性の検証を行う。
- (3) 対象機関における内部チェック体制の検証を行い、その整備・運営の状況を把握する。
- (4) 監査結果による指摘・要望等に対する改善状況等を的確に把握し、是正・改善を求め、監査の実効性を確保する。
- (5) 監査結果の記述は市民にわかりやすい表現とするよう努め、速やかに公表するほか、ホームページにも掲載する。

### 3 実施監査等の種類及び方針

令和6年度に実施する各監査については、次の方針による。具体的な内容については、別途策定する実施計画による。

なお、監査の実施に当たってはこれまでの監査等で蓄積された情報、財務会計システムを活用し、効果的な監査を行う。

#### (1) 定期監査（法第199条第1項・第2項・第4項）

市の事務事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、法令等にのっとり適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性、有効性の観点から実施する。今年度の対象部署は、総務部及び建設環境部とする。

#### (2) 財政援助団体監査（法第199条第7項）

定期監査時に、補助金交付等の財政援助を行っている団体等の令和5年度の事業執行を対象に、補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼と

して実施する。併せて所管部課の指導監督が適切に行われているかについても実施する。今年度の対象団体は、国分寺市国際協会とする。

(3) 公の施設の指定管理者監査（法第199条第7項）

令和5年度の公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況を対象に、協定等に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施する。併せて所管部課の指導監督が適切に行われているかについても実施する。今年度の対象施設は、国分寺市立c o c o b u n j iプラザとする。

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者の保管する現金の残高及び出納諸表について計数を確認し、その保管状況を検査する。また、市の財政収支の動き、契約状況について計数面等から検証する。

(5) 決算審査・基金運用状況審査（法第233条第2項・第241条第5項・地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項）

決算書及び関係書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理等、事務事業が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施し、意見を付す。各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、運用が設置目的に沿って適正かつ効率的にされているかを審査する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項）

市長が算出した健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率が適正に算出されているかについて審査し、意見を付す。

(7) その他の監査（法第199条第2項及び第5項の規定による監査等）

行政監査、随時監査及びその他の監査の実施に当たっては、監査計画をその都度策定する。

4 令和6年度監査実施計画

各監査等の実施時期及び報告・公表時期は次のとおりとする。

| 監査等の種類              | 実施時期                           | 報告・公表時期   |
|---------------------|--------------------------------|-----------|
| 定期監査（財政援助団体等監査を含む。） | 第1回 9月から12月まで<br>第2回 11月から3月まで | 12月<br>3月 |
| 例月出納検査              | 毎月下旬の指定した日                     | 毎月下旬      |
| 決算審査（基金運用状況審査を含む。）  | 6月から8月まで                       | 9月        |
| 健全化判断比率等審査          | 7月から8月まで                       | 9月        |

※ 決算審査、健全化判断比率等審査の意見書は市長に送付し、市長から市議会に提出される。

5 執行上の重点事項

別途、個別監査実施計画で定める。

6 その他監査等の実施に関し必要と認める事項

その都度、別途決定する。

◎ 監査対象

| 監査区分             | 監査対象（所管課・団体等）  | 備考   |
|------------------|--|--|
| 定期監査             | 第1回 総務部<br><input type="checkbox"/> 秘書課<br><input type="checkbox"/> 契約管財課<br><input type="checkbox"/> 職員課<br><input type="checkbox"/> 防災安全課<br><input type="checkbox"/> 課税課<br><input type="checkbox"/> 納税課  |  |
|                  | 第2回 建設環境部<br><input type="checkbox"/> 建設事業課<br><input type="checkbox"/> 道路管理課<br><input type="checkbox"/> 交通対策課<br><input type="checkbox"/> 下水道課<br><input type="checkbox"/> 緑と公園課<br><input type="checkbox"/> 環境対策課<br><input type="checkbox"/> ごみ減量推進課 |  |
| 財政援助団体<br>監査     | <input type="checkbox"/> 国分寺市国際協会  | 所管<br><input type="checkbox"/> 市民生活部 人権平和課 |
| 公の施設の<br>指定管理者監査 | <input type="checkbox"/> 国分寺市立<br>c o c o b u n j i プラザ  | 所管<br><input type="checkbox"/> 市民生活部 文化振興課 |